

第十九回 参議院運輸委員會會議録第二十七号

昭和二十九年五月六日(木曜日)午前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 前田 穰君
理事 重盛 壽治君
委員 岡田 信次君
仁田 竹一君
一松 政二君
森田 義衛君
大和 與一君
村尾 重雄君
岡部 得三君
山内 公猷君
古谷 善亮君

衆議院議員

政府委員 運輸大臣官房長 山内 公猷君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
会専門員

本日の会議に付した事件
○請願及び陳情に関する件
○モーターボート競走法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(前田穰君) これより運輸委員會を開会いたします。
請願及び陳情の審査に入ります。
速記をとめて。
午前十一時十分速記中止

午前十一時三十分速記開始
○委員長(前田穰君) 速記を始めて。
次にモーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。
先ず衆議者衆議院議員岡部得三君より提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(岡部得三君) 只今議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

モーターボート競走法に基くモーターボート競走は、昭和二十七年四月長崎県大村市が第一回のモーターボート競走を開催いたしましたのを嚆矢として、爾来逐次他の地方にも競走場が設置され、共に施行者も漸次増加して、現在全国十七カ所の競走場におきまして競走が実施されている現状であります。

モーターボート競走法は、種々の取締規定を設けて本競走の公正円滑な実施を図つて参つたのでありますが、昨秋頃より一部競走場の内外におきまして勝舟投票券購入に關し、法の旨点を巧みに利用し悪質な仲介業者を営む者が多数横行するようになり、またため、これが施行者の事業経営に重大な影響を与えるに至つたのであります。

この悪質な仲介業者と申しますのは、モーターボート競走の勝舟投票券の購入希望者からその購入の委託を受けることを業とする者でありまして、依頼者から預つた金で依頼された勝舟投票券を購入することなく又はこれを他に流用する等の不正行為によつて利益を図つておる者であります。これ等は俗に「のみ行爲」と称するものであります。全国的にこの種業者が蔓延いたしますならば、施行者の収入は著しく低下し、競走法の重要な目的の一つ

であります。地方財政の改善は阻害され、延いては競走の公正円滑な実施すら妨げられるに至りますので、これらの者に対する罰則を新たに設けようとするのであります。なお類似法規の自転車競技法においても、つとにこの弊害に着眼し、昭和二十七年に、本改正案に規定しておりますと同様な罰則事項を改正整備しておるのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(前田穰君) 本件に関する質疑は次回に譲りたいと思ひます。御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり。
○委員長(前田穰君) 御異議ないと認めます。
速記をとめて下さい。
午前十一時四十分速記中止

午後三時三十分速記開始
○委員長(前田穰君) 速記を始めて下さい。
速記をとめて下さい。
午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始
○委員長(前田穰君) それでは午前中に引き続き請願及び陳情の審査に入ります。
速記をとめて下さい。
午後三時三十分速記中止

午後四時三十分散会
○委員長(前田穰君) それでは速記を始めて、本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十分散会

四月三十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(衆)

モーターボート競走法の一部を改正する法律案
モーターボート競走法の一部を改正する法律案
モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第三号の次に次の一号を加える。
四 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

附 則
この法律は、公布の日から施行する。
五月一日本委員會に左の事件を付託された。
一、熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置等の請願(第二三九四号)
一、第十次造船計画促進に關する請願(第二三九五号)
一、傷い軍人に國鉄無賃乗車証交付復活の請願(第二四一八号)(第二四二二号)(第二四四六号)

一、新潟県長岡市に測候所設置の請願(第二四七一号)
一、自家用自動車の許可制等に關する陳情(第六六一号)

第二三九四号 昭和二十九年四月二十日受理
熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置等の請願 請願者 熊本県天草郡阿村長 岩崎秀之助外二名
紹介議員 深水 六郎君

熊本県阿村のソベ瀬において遭難する船舶が多いため、過去数十年來、十三回に及び乙標識を架設してきたが、昭和二十五年に新設したものは、二十六年冬半深漁船が衝突して破壊してしまひ、緊迫した村財政をもつては、再建の見通しがつかない現状である。しかしてソベ瀬の突出している大戸鼻は、不知火海と長崎方面を結ぶ重要な航路であるため、同所から南の高地金比羅神社の山頂に本村が本柱、百ワツトの照明を設置して鹿兒島、八代、長崎を結ぶ夜の航路を助けている実情であるから、暗夜の航路の危険を防止するためすみやかにソベ瀬に標識を兼ねた燈台並びに助八瀬に浮標を設置せられたいとの請願。

第二三九五号 昭和二十九年四月二十日受理
第十次造船計画促進に關する請願 請願者 長崎県議會議長 岡本 直行
紹介議員 秋山俊一郎君 藤野 繁雄君

政府は、昭和二十九年年度緊縮予算の実施に伴い、商船の建造に対する国家資金融資のわくをいじめるしく縮減し、本年度においては建造総トン数を十三万トン程度に減するものと見られ、また鋼材補給金、利子補給等の助成策も近く打ち切れようとする状況にあり、加えて本年二月政界はいわゆる造船業事件の発生により全く混乱の状況に陥り、これがため第十次造船計画のわくの決定も、着工の時期も目下全然見透しがつかず、もしこのまま推移するならば六月頃には全国各造船所の船台がほとんど空白の状態になり、ひいては日本経済の根本的な破たんさえ生ずることになるから、すみやかに第十次造船計画を構立するとともに、各造船所への建造割当を決定せられたいとの請願。

第二四一八号 昭和二十九年四月二十一日受理
傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 長崎市桜町一九 佐々野達
紹介議員 藤野 繁雄君
傷い軍人に対しては、昭和二十二年頃まで国有鉄道の無賃乗車証が交付されていたが、終戦後ポ令第六十八号の発布とともに解消せられ今日に至つてゐる。傷い軍人の境遇に対し理解をもたれて、無賃乗車証を復活せられたいとの請願。

第二四二二号 昭和二十九年四月二十二日受理
傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 三重県宇治山田市一ノ木町三四八 真島三平
紹介議員 前田 稔君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四六号 昭和二十九年四月二十三日受理
傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 富山市泉町三 森田忠平
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四七一号 昭和二十九年四月二十六日受理
新潟県長岡市に測候所設置の請願
請願者 新潟県長岡市長 松田弘俊外三名
紹介議員 田村 文吉君
新潟県の面積と人口は、富山、石川、福井の三県を合計したものに匹敵しているが、この広い面積の端と端に測候所があつて、中央部の信濃川流域にはないために、種々なる不便利益が生ずるので、長岡市としては、積雪科学館創設以来、ここで気象を観測し天気予報を実施してきたのであるが、それも気象業務法によつてできなくなつた現状であるから、早急に長岡市に國立測候所を設置せられたいとの請願。

第六六一号 昭和二十九年四月二十六日受理
家用自動車許可制等に関する陳情
陳情者 長野県北安曇郡大町北安陸送株式会社取締役 桜井幹次外六名
現行法においては自動車運送業者は許可制となつてゐるが、家用貨物自動車は届出制となつてゐる上、監督機関は県一箇所の陸運事務所だけに過ぎないため、いたる不正運送が行われ業者に多大の損害を与へてゐる現状であるから、これを防止するため家用自動車の使用を許可制とするか、または地方警察官に取締権を与えるよう法の改正を図られたいとの陳情。

五月四日本委員会に左の事件を付託された
一、傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願（第二五〇四号）（第二六〇七号）
第二五〇四号 昭和二十九年四月二十七日受理
傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 鹿兒島市山下町一川 越守二
紹介議員 島津 忠彦君
傷い軍人に対しては、昭和二十二年頃まで国有鉄道の無賃乗車証が交付されていたが、終戦後ポ令第六十八号の発布とともに解消せられ今日に至つてゐる。傷い軍人の祖国愛を確認せられ、国家の理解ある恩恵によつてこれを復活せられたいとの請願。

第二六〇七号 昭和二十九年四月二十八日受理
傷い軍人に因鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者 和歌山市小松原通一 遠北久
紹介議員 永井純一郎君 加藤 正人君 高木 正夫君
この請願の趣旨は、第二五〇四号と同じである。

昭和二十九年五月十四日印刷
昭和二十九年五月十五日発行
参議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局